

平成 27 年(2015 年) 3 月 27 日

滋賀県教育委員会 様

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会
委員長 甲 津 貴 央

答 申 書

～ 実効的ないじめ防止等のための対策について～

平成 26 年(2014 年) 9 月 1 日付滋教委学第 1695 号の貴委員会からの以下の諮問に対して、下記のとおり答申いたします。

- 諮問事項 1 いじめの防止等の対策の実施状況およびその効果や課題等を踏まえて必要となる対策について
- 諮問事項 2 いじめの認知事案等をもとにしたいじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等の分析を踏まえて必要となる対策について

記

はじめに

滋賀県は、平成 25 年 6 月の「いじめ防止対策推進法」の成立および同年 11 月の滋賀県いじめ対策研究チーム会議による「最終報告書～いじめ問題の本質と対策について（以下、「最終報告書」という。）」を受けて、平成 26 年 3 月に「滋賀県いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、翌 4 月に「滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策」をとりまとめられました。

その上で、貴教育委員会は、当調査委員会に対して、

- (1) PDCA（計画→実行→評価→改善）サイクルに基づき、基本方針に基づく施策の実施状況やその効果、課題等について評価し（基本方針第 3-1）、
- (2) また、いじめの認知事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた滋賀県内の学校の取組状況等についての調査分析を行い（基本方針第 2-1(6)）、

以て、必要と考える対策（場合によっては、基本方針の見直しも含む趣旨と考えます（基本方針第 3-2 後段））につき答申する旨の諮問をされました。

しかし、諮問事項 1 については、基本方針に基づく施策の実施は未だ緒についたばかりであるので、現時点において、その効果や課題の評価を長期的展望をもって行うことには限界があること、また、諮問事項 2 については、既に貴委員会において調査分析された後のデータの提供を受け、事例についても報告いただきましたが、当調査委員会自らが調査にあたり取組状況等を分析することはなかったため、各委員が個人的体験の中で得た情報と問題意識に依拠した答申としました。

第1 諮問事項1に対して

- 1 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスケアにも留意されたい。

学校がいじめを早期に発見し、適切に対応するためには、教員が児童生徒に起こる小さな変化も見逃さないよう、常日頃から児童生徒への理解を深め、信頼関係を築いておくことが大切です。そのためには、教員が精神的なゆとりを持ち、温かいまなざしで児童生徒と向き合い、十分にコミュニケーションを図ることができる時間を確保する必要があります。

しかし、多くの教員は、あまりにも多種多様な校務に追われ、児童生徒と向き合う時間を十分に確保することが出来ない状況にあります。そうした状況において、いじめをはじめとする種々の問題が、学校や教員が認知しない中で進行してしまうと、認知する頃には事態が深刻なものとなってしまうかねません。認知されていない進行中のいじめの中には現に相当深刻な事態に発展してしまっているものや早晩深刻な事態に発展しそうなものが含まれている可能性があることを考えれば、これへの対策は、早急、かつ、抜本的になされる必要があります。

そこで貴教育委員会においては、現在多くの教員がおかれている恒常的な長時間労働の解消に努めるとともに、校務の効率化や削減につながるような取組を貴教育委員会事務局において計画的に進められたい。また、複雑化・多様化する様々な対応に疲弊している教員のメンタルヘルスのケアについてもなお一層取り組まれたい。

- 2 県内全小・中・高校において、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが十分に活用されるような体制を早期に確立されたい。

いじめ問題への対応は、本来、教育の一環として学校や教員によって担われるべきものと考えます。また、学校は児童生徒の情報を豊富に有しているとともに、保護者や地域の信頼を得ている例が多いこと、各教員の資質も概して高いこと等の理由から、学校だけでもいじめ対策のために出来ることは相当多くあると考えます。

しかしながら、様々な態様のいじめ問題に対し迅速、かつ、適切に対応するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめを発見した早期の段階から（出来ればいじめの未然防止の段階から）関わり、学校の対応能力を補完ないしは増強することがより適切です。

また、学校のいじめ対応能力をさらに向上させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるOJTを含むスキルアップのための研修機会を

教員に対して十分に提供することも有益です。しかし、学校現場において専門家を活用するには、その体制が十分に整えられているとは言えない現状にあります。

そこで、貴教育委員会においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や学校への配置・派遣の回数や時間数を増やすなどにより、学校や教員が専門家の支援を十分に受けられる環境を整備されたい。併せて、学校や教員が専門家を十分に活用することができるようサポート体制についても確立されたい。

3 「いじめ対策委員会」が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療等の関係機関との連携が実質的なものとなるよう、各学校を支援されたい。

いじめへの適切な対応は、教員個人の能力だけで十分に行えるものではなく、校内の人材を結集し、様々ないじめの態様に応じた適切な役割分担の下、組織的に行う必要があります。また、学校のみでは適切に対応出来ない事例もあることから、保護者との協力関係の構築はもとより、事案に応じて、地域や警察・司法・福祉・医療等の関係機関と連携し対応にあたる事が不可欠です。その意味において、すべての県立学校に「いじめ対策委員会」が設置され、また、学校と地域や関係機関との連携体制の構築もなされようとしている意義は大きなものがあると考えます。

しかし、「いじめ対策委員会」が組織として十分に機能を発揮するにはまだその過程段階にあり、学校と地域や関係機関との連携についても十分に図られていないのが現状ではないかと感じられます。

こうしたことから、貴教育委員会においては、「いじめ対策委員会」を中心とする学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家によるアセスメントや支援策へのコンサルテーションを受け、地域や関係機関との連携を図りながら組織的に対策や支援に取り組めるよう、県立学校に指導主事等を派遣し指導・助言を行うなど支援されたい。

4 貴教育委員会が示した基本方針やいじめ対策が、学校現場において現にどのように受け止められ、指導や支援がなされているかにつき、十分に注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。

基本方針の文中、第1-1に「児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要」、第2-1(11)に「子どもの声を受け止め、子ども自らの力で解決できるようにするため」との記述があり、これらの言葉はいじめ問題の解決のためには児童生徒を啓発し、その積極的な協力を引き出すことが重要であるとの趣旨と考えます。

しかし、これらの言葉を「現にいじめの被害を受けている児童生徒に対して、自分自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくこと」という意味で教員が受け止めてしまうと、その子どもをなお一層追い詰めていく結果にもつながりかねません。また、その場の状況に上手く対応できない児童生徒もいることから、そうした子どもに対しては、学校や学級全体の取組において、その特性に応じた配慮を優先することが必要であり、その配慮がなされない場合には却っていじめを発生させてしまう恐れもあります。

さらに、貴教育委員会が平成27年度のいじめ対策として示されているものの中に、「児童生徒が主体的にいじめ問題に取り組む力を育む」との記載があります。ところが、一部学校現場において、この「主体的に」を「自主的に」と受け止めている例があると聞いております。これでは本来いじめを許さない良好な環境をつくる責任が一義的に学校や教育委員会の側にあるにも関わらず、児童生徒の側にいじめ問題に取り組む責任が生じてしまうという不都合が生じます。

こうしたことから、貴教育委員会においては、自身の示した基本方針やいじめ対策が学校現場においてどのように受け止められ、指導・支援がなされているかについて注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。

第2 諮問事項2に対して

1 教員のいじめ対応ないし調査能力の向上や外部専門家や関係機関との人的交流等を目的としたいじめ事例検討会を開催し、これへの教員の参加を促されたい。

いじめへの対応や調査方法を学ぶには、いじめの実例への対応を検証することが有効です。具体的には、当該いじめの態様、発覚経緯、関係児童・生徒の役割とその背景、学校の対応体制や事案の調査方法と各教員の役割、対応後の事態の推移、被害生徒らの予後等の報告に基づき、それらの情報を参加者全員が共有するとともに、より良い対応方策について専門家や関係機関も交えて多角的に議論するというものです。これにより、教員同士の連携を図るとともに、学校や教員と外部専門家や関係機関との人的関係の構築を図ることも可能となります。

そこで、貴教育委員会は上記のような検討会を主催し、少なくとも各学校のいじめ対応に関わる教員の参加を促されたい。